

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 16 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 ^{メイハイセツロ} 名阪設備
 〒632-0011
 住所 奈良県天理市石上町607番地91
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 菅野 清正
 電話番号 0743-65-2566
 FAX番号 0743-65-3370
 メールアドレス mitinobu@meihan-s.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 16 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 名阪設備
奈良県天理市石上町607番地の1
代表取締役 菅野 清正



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	メイハンセツビ 株式会社 名阪設備		
住 所	奈良県天理市石上町607番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	スガノ キョウセイ 代表取締役 菅野 清正		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の名		代表取締役 菅野 清正	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 16 日

申請者

氏名又は名称

株式会社名阪設備

住 所

奈良県天理市石上町607番地1

代表者氏名

代表取締役菅野清正



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市石上町607番地の1
株式会社名阪設備

会社法人等番号	1500-01-006768	
商号	株式会社名阪設備	
本店	奈良県天理市石上町607番地の1	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成17年7月6日	
目的	1 土木建築工事の請負 2 上下水道工事の請負 3 空調衛生設備の施工 4 舗装工事の請負 5 造園工事の請負 6 不動産の売買、賃貸借、管理およびその仲介 7 不動産の有効利用に関する企画、コンサルタント業 8 コンピュータ機器、ソフトウェアの開発および販売 9 前各号に付帯する一切の業務 平成23年 6月27日変更 平成23年 6月28日登記	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000株	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>	
	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 令和 3年 8月 1日変更 令和 3年 8月 4日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>菅野 是清</u>	平成21年10月30日重任
		平成22年 3月19日登記
		令和 1年12月31日退任
		令和 3年 8月 4日登記

奈良県天理市石上町 607 番地の 1
株式会社名阪設備

	<u>取締役</u> <u>菅野 清正</u>	平成 21 年 10 月 30 日 重任
		平成 22 年 3 月 19 日 登記
		令和 1 年 12 月 31 日 退任
		令和 3 年 8 月 4 日 登記
	<u>取締役</u> <u>菅野 はるみ</u>	平成 21 年 10 月 30 日 重任
		平成 22 年 3 月 19 日 登記
		令和 1 年 12 月 31 日 退任
		令和 3 年 8 月 4 日 登記
	<u>取締役</u> <u>菅野 清正</u>	令和 3 年 8 月 1 日 就任
		令和 3 年 8 月 4 日 登記
	<u>奈良県天理市川原城町 381 番地</u> <u>代表取締役</u> <u>菅野 清正</u>	平成 25 年 7 月 6 日 就任
		平成 25 年 7 月 8 日 登記
令和 1 年 12 月 31 日 退任		
令和 3 年 8 月 4 日 登記		
<u>奈良県天理市川原城町 381 番地</u> <u>代表取締役</u> <u>菅野 清正</u>	令和 3 年 8 月 1 日 就任	
	令和 3 年 8 月 4 日 登記	
<u>監査役</u> <u>菅野 清栄</u>	平成 21 年 10 月 30 日 重任	
	平成 22 年 3 月 19 日 登記	
	令和 1 年 12 月 31 日 退任	
	令和 3 年 8 月 4 日 登記	
<u>取締役会設置会社</u> に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成 17 年 法律第 87 号 第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 3 日 登記
	令和 3 年 8 月 1 日 廃止	令和 3 年 8 月 4 日 登記

奈良県天理市石上町607番地の1
株式会社名阪設備

監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
		令和3年8月1日廃止 令和3年8月4日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年3月22日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年9月16日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹

